

<例3> 就労継続支援B型から一般就労した Cさんの場合

訓練実施までの経過

就労継続支援B型事業所で働いていたCさん。
作業を通して安定して仕事ができるようになり、
就労準備ができてきました。
Cさんも、就職したい気持ちが強くなりました。



※写真はイメージです。



就職したことがない
仕事に対するイメージがつかめない
周りの人はどんな人なのか

不安がいっぱいです。
でも、介護の仕事に興味がありました。

① 相談

就労継続支援B型事業所の指導員から進められ、
相双就業・生活支援センターへ相談をして、介護の
施設を見学しました。

② 事業所見学

介護事業所にも、入所、デイサービスなどいろいろ
あることが分かりました。
また、入所施設で、洗濯の仕事、入浴後のドライ
ヤー、水分補給などの仕事があることが分かりました。

③ 短期実習

1日あたり4時間の実習を5日間行ないま
した。初めて経験することばかりでしたが、
楽しさも感じました。

④ 障がい者 委託訓練

テクノアカデミー浜で実施している「障がい者
委託訓練」を3か月を受けることにしました。

最初は、短い時間から訓練をして、徐々に時間
を延長しました。仕事を覚えることが楽しかった
です。

訓練を受けている時、《介護職員初任者研修》
を受けると資格がとれることを知りました。
資格のことを相談すると、就職してからの方がよ
いとのアドバイスを受けました。

⑤ 就職

訓練終了後に就職ができ、その後、相馬市
で実施した《介護職員初任者研修》を受講し、
資格を取得しました。

訓練を受けて良かったこと

- 1、訓練前に見学ができ、会社の人に**自分の思っていることが伝えられました。**
- 2、短時間から始められ、**体調に合わせて調整**ができました。
- 3、訓練中に**相談できる**ことで、**目標を持ち訓練を最後まで終える**ことができました。

<例4>企業へ一般就労した Dさんの場合

一般就労するまで



Dさんの特性は、

- ・コミュニケーションが苦手
- ・手先の不器用さがある
- ・周囲の雰囲気を理解できない
- ・臨機応変の対応が苦手なことです

Dさんは、大学卒業後、会社に就職しましたが、長続きせず、退職することが多くありました。

相双障害者就業・生活支援支援センターに相談し、
※1 福島障害者職業センターで判定を受け、自分の特性を理解することができました。



① 相談

相双障害者就業・生活支援支援センターで就職に向けて、さまざまな制度について相談し、準備をすることにしました。

委託訓練制度があることを知り、テクノアカデミー浜の担当者から制度の説明を受けました。

② 事業所見学

何力所か会社を訪問し、自分の特性を伝え、自分に合った精密機械の会社を選びました。

③ 短期実習

相双障害者就業・生活支援支援センターの制度を活用し、短期実習を5日間行ないました。

④ 障がい者委託訓練

その後、企業での訓練を行ないました。訓練中も相談できることで、目標を持ち、訓練を終わることができました。

また、訓練日程や時間も体調に合わせて調整できたことも良かったです。

⑤ 就職

訓練終了後、就職できました。社会保険や雇用保険等各種保険にも加入できました。就職後も定着支援制度があり、安心して働いています。

雇用者からの声

訓練中に、適性を知ることができたことが良かったです。

障がい特性について、相談でき安心できました。

就職後の定着支援があり、相談できることが良かったです。

※1 福島障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障害者雇用を検討しているあるいは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供する。福島市にある。

・福祉のミニ知識

障がいの基本的な
分類を学ぶ。

障がい者の福祉

障がいは、主に身体・知的・精神の3つに分類されそれぞれに障がいの状態、障がい者自身の生活状況に応じて、サービスが分類されています。

市（行政）等が実施するサービスは法律等で定められ、サービスを受けるためには、それぞれの障がいを表す**手帳が必要**です。（精神の方は自立支援医療受給者証でも受けられる場合があります。）



- ◎身体障がい者 →身体障害者手帳
- ◎知的障がい者 →療育手帳
- ◎精神障がい者 →精神障害者保健福祉手帳

身体障がい

・身体障がい者は、肢体、視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、心臓、腎臓、ぼうこう、直腸、肝臓などの内臓、呼吸、免疫機能に障がいを持つ方です。

・身体障がい者自身の状態にあわせて、1級～7級の程度に区分されます。

手帳取得に向けて

医師の診断書が必要で、市に申請し、福島県障がい者総合福祉センターで発行し、市が交付します。

知的障がい

・知的障がい者は、知的機能の障がいが発達期に現れ日常生活に支障が生じ、特別な支援が必要な方で、最重度、重度、中度、軽度の4段階で障がいの程度を判定します。

・療育手帳は、障がいの程度に応じて、最重度、重度はA、中度、軽度はBと表します。

手帳取得に向けて

※医師の診断書が必要で、市に申請し、福島県障がい者総合福祉センターで発行し、市が交付します。

精神障がい（発達障がいを含む）

・精神障がい者は、統合失調症、双極性感情障害、非定型精神病、てんかん、その他の精神疾患（知的障がいを除く）の方です。

・精神障害者保健福祉手帳は、日常生活もしくは社会生活に支障のある方が対象で、精神疾患の状態と能力障がいの両面から総合的に判断され、1級～3級の程度に区分されます。

手帳取得に向けて

医師の診断書、または（20歳以上で精神疾患により障害年金を受給している人）障害年金証書が必要です。市に申請し、福島県精神保健福祉センターで発行し市が交付します。

※診断書以外の書類での手続きの場合もあります。詳細は市へお問い合わせください。

発達障がい

・発達障がいとは、脳機能の発達が関係する障がいです。コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。「読む」「書く」「計算する」などの能力が全体的な知的発達に比べて極端に苦手な方もいます。

・主な発達障がいには、自閉スペクトラム症、注意欠如多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)などがあります。

難病

・原因不明で治療方法が確立されていない病気のことです。障害者総合支援法の対象疾病(難病等)は361疾病あります。(令和元年7月1日現在)

自立支援医療(精神通院)

・自立支援医療(精神通院)は、多くの精神疾患を対象に、通院による継続的な治療が必要な人の医療費の負担を軽減する制度です。

・経済的な負担が減るため、患者や家族はケアに集中できるメリットがあります。

障害年金

・障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

・障害年金には、①障害基礎年金と②障害厚生年金があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」の支給を受けることができます。

・20歳までに障がいが確認されている場合は、20歳になる数ヶ月前に市の国民年金の窓口や年金事務所で相談してみましょう。

ノーマライゼーション

・障がい者や高齢者などの社会的に不利を受けやすい人々が、他の人々と同じように生活を送り、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方です。

また、社会参加しやすい環境の成立を目指す活動や運動のことを指します。

年金は、自立した生活の基本になります。対象となるか、市の年金窓口や年金事務所で確認して下さい。



企業のみなさんへ

助成制度を使い、障がい者の雇用を
考えてみませんか？



テクノ
アカデミー

障がい者委託訓練

企業に障がいのある方を訓練生として、一定期間受け入れていただき、公共職業訓練として実施する制度です。

事業者は、訓練を通し就職を希望される方の作業能力や適性が分かり、雇用へのスムーズな移行ができます。

テクノアカデミー浜では、受け入れる事業者とのマッチング等委託訓練実施のコーディネートを行ないます。

<概要>

訓練期間 標準3か月（1か月から訓練可能です。）

訓練時間 月100時間（最低60時間以上）

委託費（事業所にお支払いする費用）

企業規模により月額60,000円または月額90,000円

労災保険は、福島県が負担します。

訓練中は、賃金の支払いは必要ありません。

特定求職者雇用開発助成金

ハロー
ワーク

障がい者、高齢者、ひとり親世帯などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

<助成金の支給額>

○短時間労働者以外の身体・知的障がい者

中小企業 : 120万円 (30万円×4期)

中小企業以外 : 50万円 (25万円×2期)

○重度障がい者等

中小企業 : 240万円 (40万円×6期)

中小企業以外 : 100万円 (33万円×3期)

○短時間労働者の障がい者

中小企業 : 80万円 (20万円×4期)

中小企業以外 : 30万円 (15万円×2期)

障害者トライアル雇用

ハロー
ワーク

事業主が、障がい者を原則3ヶ月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。障がい者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障がい者雇用への不安を解消することができます。

<助成金の支給額>

・対象者1人あたり、月額最大4万円（最長3ヶ月）

・精神障がい者を初めて雇用する場合、

月額最大8万円（最長3ヶ月）

※助成金を受けるには一定の条件があります。

詳細はハローワークにご確認ください。

相馬エリアの福祉マップ(就労系福祉事業所および関係機関)

※情報が更新される場合がありますのでご了承ください。

TEL / 市外局番 (0244)

行政	◎ 相馬市役所(健康福祉課 障がい福祉係)	相馬市中村字北町63-3	37-2109
就労移行	① アルファワークス	相馬市尾浜字細田190-2	26-7710
就労継続	① ミッキーズ・ハウス	相馬市塚部字新城下168-1	26-9442
	② 工房もくもく	相馬市中村一丁目8-14	26-4640
	③ スマイルセンター	相馬市小泉字高池347-1	35-5100
	④ フレンズ	相馬市粟津字長沢24-1	36-3618
	⑤ ひまわりの家	相馬市中村新町191	26-7281
生活介護	⑥ ひまわりの家 2	相馬市中村字大手先30-1	35-6202
	① どんぐり	相馬市北小泉字権現前56-1	32-1223
	② ふきのとう苑	相馬市富沢字松道19	35-3090
	③ ひまわりの家 4	相馬市西山字水沢316-87	26-6671
地域活動 支援センター	④ なごみCLUB	相馬市沖ノ内一丁目2-8	26-9753
	⑤ フリースペース・ふらっと	相馬市和田字北迫7-5	38-6210

相談支援	① そうま障がい者相談支援センター(社協)	相馬市小泉字高池357	37-8668
	② 陽だまり	相馬市中野字北反町85	26-7518
	③ ウィル障がい者生活支援センター	相馬市中村字川沼240	26-9602
	④ なごみCLUB	相馬市沖ノ内一丁目2-8	26-9753
	⑤ すずらん	相馬市富沢字松道19	26-7751
学校	・ 県立相馬支援学校	南相馬市鹿島区寺内字鷺内79	67-1515

支援機関	W ハローワーク相馬	相馬市中村一丁目12-1	36-0211
	・ 県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区萱浜集掛場45-112	26-1555
	・ 相双障害者就業・生活支援センター	南相馬市原町区桜井町1丁目77-2	24-3553

障がい児 入所施設	・ 原町学園	相馬市赤木字松ヶ沢160-4	36-4660
----------------------	--------	----------------	---------

行政	県相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町1丁目30	26-1133
	南相馬市役所	南相馬市原町区本町2丁目27	24-5241
	新地町役場	相馬郡新地町谷地小屋樹掛田30	62-2931
相談支援	はらまちひばり	南相馬市原町区北町522	24-4123
	ともに	南相馬市鹿島区字西町3-62	46-5505
	ほっと悠	南相馬市原町区本陣前1丁目67	24-0014
	そらまめ	南相馬市原町区渋佐字原田94-4	24-0222
	相談支援相馬事業所	南相馬市原町区桜井町1丁目77-2	24-3553
生活介護	デイさぽーとぴーなっつ	南相馬市原町区上渋佐字原田94-4	26-0216
	多機能事業所「ともに」	南相馬市鹿島区西町3-62	46-5505
就労継続	原町共生授産園	南相馬市原町区金沢割田228	24-1233
	ひまわりの家3	相馬郡新地町駒ヶ嶺字西久保159	62-5922



TEL / 市外局番 (0244)

就労継続	就労支援センター ほっと悠 Ms	南相馬市原町区橋本町3丁目35-3	22-5504
	きぼうのあさがお	南相馬市鹿島区鹿島字上沼田120-1	46-2527
	自立研修所ビーンズ	南相馬市鹿島区江垂堂前43-1	46-5834
	自立研修所えんどう豆	南相馬市原町区上高平字中里430-2	23-4177
	ワークスペース・アシスト	南相馬市原町区桜井町1-130	26-3338
	はらまちひばりワークセンター	南相馬市原町区北町522	24-4123
	ポニーハウス	南相馬市原町区北町159	24-4443
	サラダ農園	南相馬市原町区大木戸字松島339-52	22-3866
	ぼーんずB	南相馬市原町区小川町688	26-4617
	あさ家	南相馬市小高区水谷字宮前85	32-1003

障がいがあっても、働ける相馬に、
幸せに暮らせる相馬にしよう。